

第1回 松江市特別職報酬等審議会 議事録

- 1 日時 令和7年11月20日(木)10時30分～11時30分
- 2 場所 市町村振興センター 2階会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員(10名中、出席者10名)
大谷浩委員、小沢佳子委員、兼折功一委員、塩谷もも委員、東野直子委員、
日野由紀子委員、星憲太郎委員、三宅克正委員、矢田幸治委員
 - (2) 事務局
藤原副市長、藤原総務部長、加納総務部次長(人事課長)、
立原主幹(給与係長)、門脇副主任、松浦副主任
- 4 次第
 - ・開会
 - ・副市長挨拶
 - ・辞令書交付、委員紹介
 - ・会長の選出
 - ・諮問
 - ・審議
 - ・事務連絡
 - ・閉会
- 5 傍聴者数 1名
- 6 所管課 松江市 総務部 人事課(電話 0852-55-5132)

第1回 松江市特別職報酬等審議会議事録

1 開会

(立原係長)

ご案内の時刻となりましたので、第1回松江市特別職報酬等審議会を開催いたします。議事に入るまで進行を務めさせていただきます人事課の立原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めにお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元に資料をお配りしております。

まず1つ目が、第1回松江市特別職報酬等審議会と書いております議事次第。それと、松江市特別職報酬等審議会委員名簿。続きまして本日の席次表になります。その次が、左上をホチキスで留めております第1回松江市特別職報酬等審議会資料。最後に右上に別冊と記載しております松江市の財政状況になります。不足等ございませんでしょうか。

そういたしますと本日の審議会は公開とさせていただきますので、報道機関をはじめ、市民の方も傍聴可能となっております。あらかじめご了承ください。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、松江市副市長：藤原亮彦よりご挨拶申し上げます。

2 副市長挨拶

(藤原副市長)

皆さんおはようございます。松江市の副市長、藤原でございます。開会にあたりまして、皆様にお礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

まずもって、本日出席の皆様には、松江市特別職報酬等審議会の委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。

また、ご多忙のところ、本日の会議にご出席を賜りまして、改めまして感謝申し上げます。

さて、この審議会は、松江市議会議員の報酬並びに松江市長及び副市長の給料の額などを改定することについて、市長が委員の皆様からご意見をいただくために、松江市特別職報酬等審議会条例に基づき開催させていただくものでございます。

昨年は、平成25年以来、実に11年ぶりに特別職報酬等審議会を開催いただきまして、委員の皆様から、それぞれの立場でご意見を頂戴したところでございます。結果として今年4月

1日に議員報酬並びに市長及び副市長の給料の引き上げ改定をさせていただいたという経過でございます。

また、昨年の審議会場で、近年物価高騰など社会情勢が目まぐるしく変化していることから、こうした社会情勢を議員報酬等に適切に反映させるために、毎年、特別職報酬等審議会を開催し、議論することが必要であるという意見を取りまとめていただいたところです。この意見を踏まえまして、昨年に続き議員報酬等の改定のあり方について、皆様からご意見を頂戴したいと存じます。

本日の会議では、総務部人事課から資料に基づき、本市の財政状況を初め、改定の考え方などについてご説明をさせていただきます。

今回も皆様から、それぞれのお立場で忌憚のないご意見を頂戴できればと存じます。それでは本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

3 辞令書交付、委員紹介

(立原係長)

続きまして、辞令書交付、委員紹介を行います。

皆様に委員任命の辞令書を交付させていただきますけれども、本日はなるべく審議時間を確保したいと思いますので、大変略式で失礼ではございますが、辞令書をあらかじめ席の方に置かせていただいております。何卒ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元にお配りしております、委員名簿をご覧ください。名簿順にご紹介させていただきます。

まず、島根大学学長、大谷浩委員です。

続きまして、松江市連合婦人会副会長、小沢佳子委員です。

続きまして、松江市社会福祉協議会専務理事、兼折功一委員です。

続きまして、島根県農業協同組合くにびき地区本部常務理事本部長、越野浩明委員です。

続きまして、島根県立大学人間文化学部地域文化学科教授、塩谷もも委員です。

続きまして、連合島根女性委員会幹事、東野直子委員です。

続きまして、松江商工会議所女性会会長、日野由紀子委員です。

続きまして、株式会社日本政策投資銀行松江事務所長、星憲太郎委員です。

続きまして、松江市公民館長会会長、三宅克正委員です。

最後に、松江市町内会自治会連合会監事、矢田幸治委員は、少し遅れると連絡をいただいております。

皆様、よろしく願いいたします。

4 会長の選出

(立原係長)

続きましてレジュメの方は、会長の選出に進めさせていただきます。

会長の選出につきましては、松江市特別職報酬等審議会条例第4条の規定に基づき、委員の皆様のご互選により定めることとなっております。

会長の選任について、委員の皆様からご提案、もしくはご推薦があれば伺いたしますが、いかがでしょうか。

【提案・推薦なし】

ないようですので、事務局として腹案がございますけれども、提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

【委員承認】

ありがとうございます。

それでは事務局提案といたしまして、会長は島根大学学長、大谷浩委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしければ拍手でご承認ください。

【委員拍手】

ありがとうございます。

それでは、会長は大谷委員にお願いをさせていただきます。

大変恐れ入りますが、大谷会長におかれましては、会長席にご移動をお願いいたします。

【大谷会長移動】

5 諮問

(立原係長)

そういたしますと、ここで特別職の報酬等の額について、副市長から大谷会長に諮問書をお渡しいたします。

(藤原副市長)

松江市特別職報酬等審議会会長 様

松江市長 上定昭仁

特別職の報酬等の額について(諮問)

議会の議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額については、令和7年4月1日に改定し現在に至っているところですが、その後の社会経済情勢を踏まえ、下記事項についてご検討賜りたく諮問いたします。

1. 議員報酬並びに市長及び副市長の給料月額の改定の要否
2. 改定するとした場合における報酬等の額
3. 議員並びに市長及び副市長の期末手当の額
4. 上記2の改定時期

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

(立原係長)

委員の皆様にも諮問書の写しをお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

そういたしますと、大変申し訳ございませんが、藤原副市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

(藤原副市長)

皆さんどうぞよろしくお願いたします。

(立原係長)

それでは審議に入らせていただきます。

初めに大谷会長からご挨拶をいただいた後、議事進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

6 審議

① 会長挨拶

(大谷会長)

おはようございます。

改めまして、先ほど会長にご推薦いただきました島根大学の長谷でございます。どうぞよろしくお願いたします。

市長、副市長、議員の皆様様の報酬等を決めるという非常に重要な役割でございますので、皆様方にご協力いただきまして、慎重に審議させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

② 職務代理者の指定

(大谷会長)

それでは、審議に入る前に、松江市特別職報酬等審議会条例第4条の規定におきまして、あらかじめ会長の職務代理者を会長が指定することになっていきますので、指名させていただきたいと思います。

職務代理者につきましては、松江市公民館長会の会長でいらっしゃいます、三宅克正委員をお願いしたいと思いますが、皆様よろしければ拍手でご承認いただけますでしょうか。

【委員拍手】

ありがとうございます。では、三宅委員どうぞよろしくをお願いします。

③ 審議

それでは審議に入ります。

先ほど諮問を受けました4項目を改めて申し上げますと、1つ、報酬等の改定の要否、2番目は報酬等の改定額、それから3番目は議員等の期末手当、それで4番目は改定の時期についてでございます。

本日は委員の皆様からご意見を承ることが大切だと考えておりますので、まずは事務局の方から説明をお願いします。

(加納次長)

おはようございます。人事課長の加納でございます。よろしくお願いいたします。

説明の前に矢田委員さんお越しになられましたので、ご紹介をさせていただきます。

(矢田委員)

遅参をして申し訳ありませんでした。

松江市の町内会自治会連合会の監事をしております矢田と申します。持田地区の会長をしております。よろしくお願いいたします。

(加納次長)

ありがとうございました。それでは資料の説明に入らせていただきます。

私からは左上ホチキス留めの第1回松江市特別職報酬等審議会資料に基づいてご説明を差し上げます。

おめぐりいただきまして、この資料については目次を載せておりますけれども、特別職報酬等審議会に関する法令など、それから、今回ご審議いただくための資料の構成になっております。

始めに関係法令につきましてご説明申し上げますと、1ページになりますけれども、こちらが地

方公共団体で特別職報酬等審議会を設けているそもその根拠になりますけれども、昭和 39 年に国から地方公共団体向けに通知が発出されておりまして、特別職の報酬等の額の決定については、第三者機関の意見を聴き公正を期する必要があると通知されておりまして、これは市町村も対象とした通知になります。報酬等審議会を条例に基づいて設置をすることということで、通知が出されております。

2 ページをご覧ください。

こちらは松江市の特別職報酬等審議会の設置条例になります。

第 1 条では市長の諮問に応じ、市議会の議員報酬等の額についてご審議をいただくものです。先ほど副市長の方から、諮問書を会長にお渡しさせていただいたところです。

こちらの審議会で審議いただく内容は第 2 条に定めておりますけれども、議員報酬の額、議員の期末手当、それから市長、副市長の給料、それから期末手当の額について、改めようとするときには、審議会のご意見を伺うということを規定しております。

第三条では、委員の人数は 10 人以内とさせていただきます、任期は 2 年ということをお願いをさせていただいております。

こちらの条例につきましては、今年の 2 月議会で一部改正を行ったところですが、2 点改正しております。

まず 1 つは、先ほど第 2 条で、議員報酬、市長の給料、期末手当等々申し上げましたが、改正前は議員報酬と市長、副市長の給料の額だけでしたが、この度の審議会から期末手当についてもご審議いただく項目に新しく加えさせていただきました。

その目的としましては、やはり給料・報酬の額と同じく期末手当についても、一層の公正性を確保するという趣旨で、こちらの審議会でご意見を伺うことにしております。

それから 2 点目の改正につきましては、第 3 条で委員の皆様の任期を 2 年ということと定めさせていただいておりますけれども、改正前は必要な都度、市長が任命をさせていただいて、審議が終わった時点で委員の任を解かせていただいておりますが、昨年の審議会でもいただいた、毎年議論が必要ではないかというご意見を踏まえまして、審議会を常設化させていただくという趣旨で、委員の任期を 2 年としてこの度皆様に委員のお願いをさせていただいたところでございます。

続きまして 3 ページをご覧くださいと思います。

こちらは議員の報酬それから市長、副市長の給料に関する規定ですが、まずは地方自治法の抜粋になります。

初めに第 203 条におきましては、議員の皆様の報酬、それから期末手当の支給根拠を規定しているところです。こちらについても、第 203 条第 4 項で条例で定めなければならないという規定になっております。

それから、下の第 204 条につきましては市長、副市長の給料、それから期末手当の支給根

抛の規定になりますが、第 204 条第 3 項においても、また条例で定めなければならないと規定されています。

おめくりいただいて 4 ページになりますけども、先ほどの地方自治法の規定に基づきまして、本市で条例を設けております。

初めに議員報酬それから議員の期末手当につきましては、松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例で規定しておりまして、第 2 条に、それぞれ議長、副議長、議員の報酬月額について規定しています。

それから第 5 条では議員の皆様様の期末手当について、毎年 6 月 1 日、12 月 1 日に在職されている方に、期末手当を支給する規定になってございます。

続きまして、5 ページにおきましては、先ほど地方自治法に基づきまして、市長、副市長の給料の額、それから期末手当について、松江市特別職の職員の給与に関する条例で規定しています。

第 2 条で給料の額は別表で定めるとしておりまして、5 ページの一番下に載せておりますけども、市長、副市長の給料月額についてそれぞれ規定しております。

それから第 3 条におきまして市長、副市長の期末手当について、議員と同様に 6 月 1 日、12 月 1 日に在職する者に対して期末手当を支給することとしております。

以上が、こちらの審議会の設置に関する関係法令等の説明になります。

続きまして、本市の財政状況についてご説明させていただきます。

(藤原部長)

失礼いたします。松江市で総務部長をしております藤原でございます。

松江市の財政状況につきまして私の方からご説明させていただきます。資料は別冊でつけておりますカラー印刷の資料を使って説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして、最初のページに円グラフがございます。

これが松江市の令和 7 年度当初予算における歳出の状況でございます。

四角の中に書いてありますけれども、性質別の予算ということで、人件費、扶助費、公債費等のいわゆる義務的な経費、企業では固定費とか、必ず支払わないといけないものということなんです、それが 51.8%と半分以上を占めており、財政の硬直化が進んでいる状況を説明しております。

もう少し見ていきますと、義務的経費の状況はグラフの右側でございますが、まず最も比率が高い扶助費というものがおります。

これはどういうものかといいますと、例えば生活保護の扶助費、或いは私立保育所に運営委託をしますけれどもそのための委託金、あとは介護保険の給付費、今、ちょうど高市総理が上

乗せしようとしておられる児童手当などが扶助費に該当します。

ですが、この扶助費は 26%と比率が高いですが、これは国や県の財源も充てて交付しますので、市税の持ち出しはそこまで多くないものです。市税の持ち出しが多いのはその他の費目です。

まずは、公債費 9.6%を見ていただきますと、こちらが、借金ということでございます。後でもう少し詳しく説明申し上げます。

それからその上のところですが人件費が 16.2%となっています。この人件費が年々膨らんでいる状況です。どういう状況かといいますと、令和 7 年度の歳出総額において 16.2%が幾らかという約 184 億円です。ただし、これは当初予算の段階でございまして、先般、人事院勧告という国家公務員の人件費の見直し勧告がありましたが、人事院勧告に準拠して松江市も同じように給与を見直しますと、さらに約 5 億円の増額となる見込みでございます。参考までに、令和 6 年度の人件費の決算が 183 億円。令和 5 年度が 173 億円ですから、5 億から 10 億ぐらいのところ年々増えている状況です。これが松江市の現在の財政を圧迫している要因です。

参考までに、この人件費の割合が他の自治体と比較してどうなのかといいますと、松江市が人口約 20 万人の中核市ということで、全国 1,700 の自治体のうち 62 市ほど中核市がありますが、松江市は 62 市のうち、上から 22 番目に人件費の割合が高い状況です。

中核市も人口が 60 万人を超えるところから、松江市のような 20 万人程度のところまで人口規模が様々ですので、大体 30 万人以下の中核市で比較することが多いのですが、30 万人以下の中核市が 18 市ございまして、その中で比較しても、松江市の人件費は、上から 5 番目ということで、人件費の割合が非常に高くなっている状況です。これは職員数が多いことが主な理由でございます。その見直しなども我々総務部で一生懸命取り組んでいるところです。

続きまして 2 ページをご覧ください。

先ほど少し説明しましたが、借金をいくらしたか、借金をいくら返したか、借金の額が膨らんでいるのかどうかという状況を説明する資料になっています。

グラフの文字が小さくて大変申し訳ありませんが、見ていただきたい箇所は、黄色で着色した、横線の入った棒グラフがあります。これが、年度ごとに地方債つまり借金をいくらしたかというグラフ、隣の斜めの線が入った棒グラフが借金をいくら償還したかというグラフです。

それに伴って、借金の残高がいくらになったかを表しているグラフが、赤の折れ線グラフとなっております。

合併したときには、非常に借金が多く 1,500 億円を超えておりまして、いろんな数値が健全化判断の危険ラインに近づいていたところでしたので、まず合併してすぐ何をしたかと言いますと、借りた額よりも返す額を多くすることで、そうすると借金が減りますので、そのことに懸命に取り組みました。具体的にどういうことをしたかという、例えば 5 年でできる道路を 10 年で整備するとか、そういうことを地域の皆さんにも理解をいただいて、財政負担を平準化して、何

とか借金の残高を減らしていったわけです。折れ線グラフをご覧になっていただきますと借金の残高が年々減少しております。

あともう1つが、借金の繰上償還がありまして、何年か先のものまで一緒に返済してしまうということですが、利息の高いものを返済しております。

その上で、平成26年頃までかけて職員数を減らさなくてはいけないということで、職員の400人削減に取り組み、職員数を削減することで生み出したお金を、借金の返済や保育料を安くするためのお金に充てていきました。

その結果として、今、借金の残高は1,000億円を下回ることができています。

それから、毎年の借金の返済額も、当初は150億円が近かったのですが、今は100億を少し上回る程度で返済している状況です。

それで一生懸命借金を返してきましたけれども、先ほど申し上げましたように人件費が膨らんでいて、今は返済で浮いたお金が人件費に回っている状況です。

最後のページをご覧ください。

先ほど健全化指標というのがございました。これが最もよく使われる健全化指標の1つですが、実質公債費比率という指標があります。

説明は、下に書いてある3のところですが、借金の割合を表す指標として、松江市が標準の団体としてらう税、あるいは交付税、それを足したものを標準財政規模といいます。その標準財政規模に対する借金の割合を示すもので、平成20年は19.3%となっておりますが、平成17年の合併直後は22%に近く、厳しい財政運営をしていたところですが、地道に下げて、今は一番右側を見ていただきますと8.9%になっていきます。

そういった状況で、財政運営を、借金の返済を一生懸命してきたわけですが、これまで申し上げていますように、なかなか今、物価高あるいは人件費の増というところで財政は非常に厳しい状況です。

私からの説明は以上です。

(大谷会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明がありましたけれども、

(加納次長)

もう一点だけ説明させていただいてもよろしいでしょうか。

(大谷会長)

失礼しました。よろしく申し上げます。

(加納次長)

最後にもう1点だけ説明させていただきます。

最初のホチキス留めの資料にお戻りいただきまして、6 ページになります。

こちらの資料は、この度の審議会で議員報酬などの額の改定などについて、ご判断いただくにあたっての資料の説明になります。

初めに6 ページですが、昨年の審議会で、約 20 年ぶりに議員報酬それから市長、副市長の給料を引き上げると改定の答申が行われたところですが、昨年引き上げる根拠としては、私たち一般職の給料、ボーナスが、国の人事院勧告に準じていることを踏まえられて、議員、市長、副市長についても、同じく人事院勧告に基づくことが適切だろうということで、ご判断いただいたところです。

引き上げにあたっては、平成 17 年、市町村合併の初年度に、議員報酬、市長、副市長の給料を一律に 5%カットという、引き下げ改定が行われましたが、それ以降ずっと給料・報酬の見直しがされておりましたので、最後に改定をした平成 17 年を起点とした人事院勧告の改定率を累積したものを使おうということで、表の右下の部分 4.56 とございますけども、この累積改定率をかけ合わせて、昨年は引き上げるとご判断をいただいたところです。

今年の審議会におきましても、議員報酬それから市長、副市長の給料について、改定を要するというご意見をいただく場合には、昨年度と同様に国の人事院勧告の官民格差、令和 7 年につきましては 8 月 7 日に 3.62%、表の左下に書いてございますけども、こちらが勧告されていますので、これを基準にしてはどうかと事務局としては考えています。

続きまして 7 ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらについてはこのたびの審議会で、今年も改正が必要ということでご意見を取りまとめられた場合ですけども、その時の改定案についてお示しをしたものです。

今年の人事院勧告が 8 月 7 日に 3.62%の官民格差の解消というところで示されておりますので、上の表の右から 2 列目ですけれど、7 年 4 月 1 日現在の市長から議員までの月額に 3.62%をかけ合わせたものが、一番右側の R7 改定案というところで計算したものになります。

右側に改定率という欄がありまして、3.63%とか 3.66%とか差がありますが、こちらはそれぞれの月額の千円未満を四捨五入した関係で、3.62%から若干誤差が出ておりますけれども、考え方としては官民格差 3.62%をかけ合わせたものになります。

事務局といたしましては、今年も改定するのであればこの 3.62%という官民格差の率を用いて改定してはどうかと考えているところでございます。

続きましては 8 ページになります。

こちらは議員、市長、副市長の期末手当に関する資料になりますが、これまでも本市ではそれぞれに期末手当を支給していました。

まず市長、副市長の期末手当の決め方ですが、上の表をご覧いただきますと、最も右側の

列に、黄色く網掛けをしています。こちらに松江市の市長、副市長と議員の期末手当の年間支給月数を載せています。

松江市の市長、副市長の期末手当につきましては、その左隣の欄、国の特別職、内閣総理大臣や各省庁の国務大臣が国の特別職にあたりますけども、そうした国の特別職の期末手当の支給月数を用いて市長、副市長の期末手当を支給しています。

国の特別職の左側には、国の指定職職員というものがございまして、こちらは事務次官や警察庁長官といった職になりますけども、内閣総理大臣や国務大臣の期末手当は、国の指定職員の期末手当と勤勉手当の年間支給月数に準じて支給されています。

それから国会議員ですが、国会議員の期末手当は、内閣総理大臣や国務大臣など国の特別職の支給月数に準じて支給されています。

松江市の議員の皆様も、国に習いまして、松江市の特別職である市長、副市長の支給月数を用いて期末手当を支給しています。

繰り返しになりますが、この度、市長、副市長、議員の期末手当についても、新たに審議項目に加えさせていただきました。社会経済情勢に応じて、給料・報酬月額とあわせて期末手当の支給月数・額についても、公正性を確保するという目的で、今回の審議会からご意見を伺うことにしています。

続きまして、9 ページになりますけども、先ほど報酬、給料の額は 3.62%、国の人事院勧告の率で、それから期末手当については国の特別職に準ずるという考え方で改定した場合の影響額になります。まずは給料、報酬、それぞれ改定した場合の額を載せております。総額で言いますと、給料・報酬は約 930 万円の増額になります。それから期末手当については、国の特別職と同じ支給月数で計算した場合には、年間で約 380 万円増額となります。それから給料・報酬と期末手当を合算したものと、年間で約 1,300 万円の増額になります。

事務局からは最後になりますが、これらの改定時期については、議員の報酬それから市長、副市長の給料の改定時期につきましては、昨年も審議会で議論いただきましたが、改定の時期は翌年の 4 月 1 日からということで昨年は答申をいただいたところですので、仮に今年も改定するというのであれば、昨年の方針にそろえられたらいかがかと考えています。

それから今年から新たに審議いただきます期末手当については、これまでも毎年議員それから市長、副市長の期末手当の支給月数を改定していますが、こちらは慣例で 12 月、当該年の 12 月 1 日に遡って改定をするということで進めていますので、今回、改定するということがあれば、その慣例に習い、今年の 12 月 1 日から改定させていただいたらどうかと事務局では考えています。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

(大谷会長)

はい。ありがとうございました。

4点について、事務局から一括してご説明いただいたところです。

まず始めに1点目のそもそも、議員報酬それから市長、副市長の給料の額の改定の要否について、皆様方からご質問あるいはご意見があればお伺いいたします。いかがでしょうか。
どうぞ。

(兼折委員)

最初に、人事院勧告等の状況はわかりましたが、他の自治体で最近改定されたところ、改定状況とか、どういった考え方で改定をされているのか、傾向など分かれば教えていただきたいと思います。

(加納次長)

はい。

事務局でいくつか、最近改定された自治体を調べていますので、その状況を説明する資料をお配りさせていただきたいと思います。

【事務局から追加資料の配布】

それではお配りした資料をご覧くださいますと、島根県を含めまして5つですね、自治体の状況を載せております。こちらは昨年度以降、今年度も含めまして、改定された自治体になります。

一番上の岡崎市におきましては昨年の10月に議員のみ増額改定をしておられます。

それから大阪府吹田市は、今年の4月から副市長の給与月額の改正が行われておりまして、香川県高松市は今年4月から議員、市長、副市長も全て改定が行われています。

長崎県佐世保市におかれましては、今年の4月から議員のみの増額改定です。

それから一番下、島根県においては今年の8月1日から知事から議員まで全て増額改定が行なわれています。

こちらで確認した他自治体の状況は以上です。

(大谷会長)

ありがとうございました。

そのほかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

今ご説明いただいた資料で、ところによって部分的にあげておられるというのがありますけども、その辺の何か事情というのは、もしお分かりであれば。

(加納次長)

はい。

すいません、個別の事情までは伺うことができませんでした。

(大谷会長)

分かりました。他になにかございませんでしょうか。

それではないようですので、一旦、議員報酬と市長、副市長の給料の月額の改定の要否について整理したいと思います。

まず、兼折委員さんから先ほどご質問ありましたけれども、ご意見いかがでしょうか。

(兼折委員)

最近の物価高騰もありますので、改定に賛成です。

(大谷会長)

ありがとうございます。

皆さんのご意見を承ることが必要だと思いますので、小沢委員さんから、要否についてまずご意見を伺いたいと思います。

(小沢委員)

はい。小沢です。

要否については、先ほど兼折委員のご意見もありましたし、物価高の状況から妥当だと思います。

ただ、この諮問の最初の文章にも、社会情勢を踏まえてという一文がありますが、私は特別職の報酬が上がるにしても、私たち自身の財布が痛む訳ではなく、何か人のお金を少し上げているような感じで、私はこの社会情勢という中で、公務員ではない一般中小企業、私は小規模な介護施設を運営しております関係で、今、最低賃金の問題があつたりするんですね。

一人一人の給料を上げるにも、最低賃金に則って、それに違反しないようにするためにとても苦しい思いをしている。そういった、社会情勢を何かこの諮問の文章に反映していただきたいと思います。

私は、今回の改定の額的にはあれですけれども、それは私自身の財布が痛んで上げるわけではないので、皆さんのご意見だと思いますが、そういった報酬の引き上げの裏には大多数の中小企業、最低賃金が上がったり、物価も上がって苦しい思いがあるということを、皆さん分かっているけど、やはりそこを何か公の文章に表していただきたいというのが私の本音です。以上です。

(大谷会長)

ありがとうございました。

最後、要否が認められて、決まった後ですね、次回答申について議論することになると思いますが、その案に小沢委員の意見を取り入れる形でご検討いただければと思います。

ありがとうございました。では、要否については必要であるということで小沢委員からもありました。

続いて、越野委員からも要否についていかがでしょうか。

(越野委員)

はい、要否については総論賛成です。

私、前回もこの委員をさせていただいたときに、中核市の実情なども表で出ておりました。

やはり他の中核市との比較はこの審議会の中でも非常に大事だと思っておまして、先ほど部長からご説明いただいた人件費が、松江市は中核市の中では、62 市中の 22 位とおっしゃっておられて、そういった中でやはり財布の中の議論も、審議会の中でしておかなければいけないのではないかと考えていますので、人事院の勧告等も含めれば、総論は賛成ですけど、少し審議会の中での議論は深めたいと考えています。 よろしくお願ひいたします。

(大谷会長)

ありがとうございました。

要否については、要ということでございました。塩谷委員いかがでしょうか。

(塩谷委員)

私も要否については、要ということで賛成なんですけど、質問のところでお話をすればよかったかもしれないのですが、松江市の財政状況のところ、人件費についてご説明いただいたところで、同じぐらいの規模の中核市の中で人件費が上位5位に入っているというところの背景が職員の多さとおっしゃっていて、合併後いろいろ調整をしたり、ご苦労をされたりとお伺いしたところですけども、特に職員さんの数が他に比べて多くなっている背景をお聞きしてみたいなと思いました。

(藤原部長)

今、数字の資料は持ち合わせておりませんが、背景としましては、まず合併をして市域が広がっております。その上で各地域いろいろありますが、合併前の旧町村に支所を設けています。人件費が少ない自治体は、合併してすぐ支所を廃止して、1ヶ所にまとめたのですが、松江市としては地域のバランスのとれた発展ということを目指すものですから、その支所がまだ残っている、全部の支所を合わせますと職員が 140 名程度いますけれども、そのあたりが要因になっていることは間違いございませんが、逆の言い方をしますと、その分サービ

すが充実しているということだと考えています。それが一番大きな要因でございます。

(塩谷委員)

ありがとうございました。

(大谷会長)

ありがとうございました。要否については、必要ということでした。
では、向こうの矢田委員からお願いします。

(矢田委員)

私も皆さんと同じように要否については必要ではないかと思います。額はまた別途話すのでしたかね。

(大谷会長)

はい。

(矢田委員)

では賛成ということで。

(大谷会長)

はい。では三宅委員。

(三宅委員)

はい、私も引き上げについては妥当であろうと思っています。

ただやはり、色々、人件費の総額の話とか、去年の審議会でもありましたけれども、やはり人件費、固定的な経費が多いということは、その分事業の方に影響があるわけですので、そこは改善の余地があると思いますし、義務的経費が5割を超えている状況は何か改善しないと市民サービスそのものが、どうしても低下するというようなこともあるので、越野委員が言われたように、そのあたりは議論しておいた方がいいと思います。

要否としては、人材確保とか、一般職との兼ね合いとか、そういった点から引き上げは妥当であると思っています。以上です。

(大谷会長)

はい、ありがとうございました。

では、続いて星委員。

(星委員)

要否という意味では、私も人事院勧告が増となっていることを踏まえて、要ということで差し支えないと思います。

あとは、皆さんが言われたとおり、人件費が多いということが、事務局の説明ですと、総額の内訳として、数量かける単価という観点でいうと、数量の方が多という背景をご説明いただいたと思っています。そのあたりのスリム化とか、あとは、一方で今後人口が減少していく中で職員の皆さんの人口ピラミッドを考えたときに、どのように着地していくか、ソフトランディングしていくかということも念頭におきながら議論するといいいのなかと思います。

(大谷会長)

続いて日野委員。

(日野委員)

私のほうも要否につきましては、要ということでみなさんと同じ意見です。

物価高騰等もありますので、その部分では納得のいくところかなと思いますけれども、これから先のことを考えますと、扶助費の部分が負担が少ないとはいえ、さらに膨らんでくる部分だと思えば、人件費とか公債費のそういう部分の義務的経費をこれから検討していかなければならぬ段階に来ているのではないかと思います。様々な要因もあると思いますが、それとの兼ね合いとか、これから先のことを考えなければいけないと思います。

(大谷会長)

ありがとうございました。

では、東野委員。

(東野委員)

私の場合は労働組合の立場から、この春の賃上げもありましたし、引き上げ率も結構高かったと思うので改定については賛成です。

(大谷会長)

ありがとうございました。

そういたしますと、委員の皆様、私も必要と考えますが、全員が改定については必要であるということでお認めいただいたものと思います。ありがとうございます。

では続いて、もうすでに色々ご意見が出ておりますけれども、改定する場合の報酬の額について、改めまして皆様からご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(三宅委員)

額については、色々な考え方があるでしょうが、どちらにしても、特別職の額について、一般市民の人にとって理解しやすい、あるいは理解を得るのに適当かどうかということだと思います。

それは額そのものよりも、その根拠を明確にした方がいいと思っていまして、去年の審議会でも人事院勧告の累積改定率をそのまま適用することでまとめたように記憶しています。最もわかりやすいというか、説明しやすいルールだと思っていまして、できればそういう形で対応した方がよろしいかと私は思います。

(大谷会長)

ありがとうございました。

他の委員の皆様から、今、人事院勧告の改定率を昨年と同じように用いるのがわかりやすいということで、人員を減らすとかそういう努力はともかくとして、一人一人の給料のあり方については確かに分かりやすいかなと思います。

他にご意見はございますでしょうか。

(矢田委員)

先ほどお配りいただいた同じような市の改定額がですね、今回、松江市が今予定されている改定額と比べると段違いに少ない、上がっていないところもございまして、その辺の理由といいますか、分かるといいなあと思いますが。

(加納次長)

追加でお配りした資料の自治体は改定した時期等、額までしか聞き取りができておりません。

昨年、約20年ぶりに改定いただくときにも、何を根拠にしたらいいかというところをまずご審議いただいた経緯がございまして、引き上げるための基準については、全国的に統一したものがないのが正直なところで、そこをやはりそれぞれの自治体が、独自といいますか、その引き上げる額とか率、基準というのはその都度と考えているのが実態ではないかと考えておりました、それぞれの自治体の額の根拠まで調査できておりません。申し訳ありません。

(大谷会長)

ということでございました。

他に何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、改定の率について他にご意見がないようでしたら、最初に三宅委員からありましたが、去年の審議会で適切とされた人事院勧告の改定率に基づいて決定するということによろしいでしょうか。

【委員承認】

それでは、改定する場合の報酬等の額については、人事院勧告の改定率に基づき決定することとします。ありがとうございました。

続きまして、3番目の議員並びに市長・副市長の期末手当の額について、委員の皆さんからご質問、ご意見があればお願いします。

(塩谷委員)

期末手当については、他の市の状況ですとか、そういった見直しの資料はありませんでしょうか。

(加納次長)

期末手当の他市の状況の資料については持ち合わせておりませんが、今回ご提案した内容と同様に国の特別職に準じている自治体が多いと聞いております。

(三宅委員)

新しく審議項目に加わったことは、何か背景があるのでしょうか。

(加納次長)

今年の審議会から、議員、市長、副市長の期末手当についても審議項目に加えさせていただいていますが、報酬、給料の月額と同様に、やはり第三者機関の意見を踏まえて、客観的に公正性を確保するという趣旨で審議項目に加えさせていただいております。

(大谷会長)

いかがでしょうか。

期末手当の額について、先ほどの報酬・給料の審議の中で、市民の方から分かりやすい方がいいという三宅委員からいただいたご意見が一つ考え方の基準になるかと思います。

(三宅委員)

すみません。今までは審議会に諮っていないけれど、根拠になるものが国の指定職の職員で、それに準じているということ、続けていたということですね。

(加納次長)

そうです。

(三宅委員)

そうすると、改めて違うルールをどこから持ってくる、何に準拠するかということはなかなか

難しい気がします。ですから、説明しやすいということもありますし、今までのルールで同じように今回も決定されたいかがかと思いますが、どうでしょうか。

(大谷会長)

ご意見ありがとうございました。

これまで期末手当の根拠とされていた国の指定職職員の支給月数を用いるというご意見でございました。他にございますでしょうか。

では、他にないようですので、今、三宅委員からご意見をいただきましたように、報酬等の改定と同様、人事院勧告の国の指定職職員の支給月数に基づき決定することによろしいでしょうか。

【委員承認】

それでは、そのように人事院勧告の国の指定職職員の支給月数に基づき決定することとします。

最後に4点目でございます、議員報酬等の額の改定と議員並びに市長、副市長の期末手当の額の改定期期について、委員の皆さんからご質問やご意見があればお願いします。

(兼折委員)

先ほど、給与について来年の4月から、ボーナスについては今年の12月からと、事務局の方から提案がありましたが、その時期が異なるのは何か理由がありますか。

(加納次長)

市長、副市長の給料と議員の報酬を来年4月に改定するということは、昨年、そういった答申をいただいておりますので、それを引き続きという考え方です。

それから期末手当を12月に改定するということは、我々一般職も含めてですけども、これまで議員の皆様も、慣例で毎年12月というところで適用をさせていただいていることが理由になります。

(兼折委員)

昨年の審議会にも出させていただきまして、今年の4月から改定ということでしたので、今回も改定するのであれば昨年の審議会を踏まえた形で、来年の4月からの改定で問題ないのかなと思っています。

それで期末手当について、先ほど人事院勧告に基づいての時期だということでしたので、これにつきましても、一般職も12月から変わるとのことですので、特別職も12月から改定すると

いうことが適切じゃないかと思えます。

(大谷会長)

ありがとうございました。

その他、何かご質問、ご意見などございますでしょうか。

そうしますと、今兼折委員からご意見ありましたように、報酬等の額の改定時期は来年4月1日、期末手当は今年12月1日とすることが最適と考えますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員承認】

それでは、改定時期については、そのように決定します。

④ まとめ

(大谷会長)

皆様、色々なご意見をいただきありがとうございました。

本日は諮問を受けた4項目について、審議会としての意見を整理させていただいたところでございます。本日の結果、それから最初の小沢委員から意見がありましたように、あるいは他の委員の皆さんのご意見を踏まえて、次回は諮問に対する市長への答申について整理したいと思えますので、事務局でご準備をお願いします。

以上で審議は終わりますので、事務局へお返しします。

(立原係長)

大谷会長、議事進行をありがとうございました。

閉会にあたり、総務部長の藤原雅輝よりご挨拶を申し上げます。

(藤原部長)

失礼いたします。

本日は4点にわたりまして、非常に慎重な審議をしていただき、ありがとうございました。

いただきました意見を今後私どもの方で取りまとめまして、次回の審議会に向けて準備を進めていきたいと思えます。

皆様には引き続きご意見を賜りますよう、お願いをさせていただきまして、お礼とかえさせていただきます。

本日はありがとうございました。

7 事務連絡、8 閉会

(立原係長)

皆さん改めまして、ありがとうございました。事務連絡をさせていただきます。

次回の第2回の審議会につきましては、11月27日の木曜日に開催します。

開始時間は午前10時から、会場は松江市役所新庁舎の5階第1常任委員会で行う予定にしています。

あらかじめ皆様のご都合をお聞かせいただく中で、委員の中には都合が悪いというご回答もいただいたところで、大変申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。改めて文書の方でご案内しますので、ご確認をお願いいたします。

現在、新庁舎の工事をしておりまして、入口等わかりにくくなっていますので案内図も添付してご案内をさせていただきます。

そういたしますと、以上をもちまして、第1回松江市特別職報酬等審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。